

住宅用エネルギーシステム設置費補助金のお知らせ

住宅用太陽光発電システム設置費及び住宅用定置式リチウムイオン蓄電池設置費について、補助金の交付を行います。設置を検討されている方はぜひご利用ください。

補助対象者	町内に住所を有している方、または実績報告書提出時までには町内に住所を有することとなる方。
補助金額	①住宅用太陽光発電システム 1キロワット当たり5万円の額に太陽電池の公称最大出力を乗じて得た額。(上限額20万円) ②住宅用定置式リチウムイオン蓄電池 1キロワットアワー当たり3万円の額に蓄電池の公称最大蓄電容量を乗じて得た額。(上限額10万円)
受付開始日時	4月1日(月)から 設置予定基数は太陽光発電システム15基、蓄電池30基としますので、設置を検討している方は、お早めに申し込みをしてください。

●問い合わせ先 住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線143)

浄化槽設置補助金のお知らせ

浄化槽を設置する費用の一部を助成する制度です。なお、「環境の町」宣言に伴い、本年度も補助金額を増額して交付します。

補助対象地域	農業集落排水事業実施地域(ハツ並・吉岡、土佐井)を除く町内全域
補助対象者	居住の目的で建てた専用住宅に浄化槽を設置する方
補助金額	5人槽-60万円 7人槽-84万円 10人槽-120万円 ・設置する浄化槽の人槽は建物の延べ床面積で決められています。 130㎡以下・・・5人槽 130㎡超・・・7人槽 ただし、二世帯住宅については10人槽となります。
受付開始日時	4月1日(月)から 設置予定基数は50基としますので、浄化槽の設置を検討している方はお早めに申し込みをしてください。

※注意点 補助を受けようとする方は必ず工事着工前に補助金の申請をしてください。着工後の申請は対象になりません。また、施工業者との契約、施工管理などは申請者の方が責任をもって行っていただく必要があります。

●問い合わせ先 建設課 上下水道係 TEL 72-3159(内線192・198)

「三世代同居世帯支援事業補助金」のお知らせ
3月まで補助金を受けていた方も、新たに申請が必要です。

町では、少子化対策と定住化の促進を図ることを目的として、親、子、孫などの三世帯が同居する世帯に補助金を交付しています。

■支給月 10月と4月にそれぞれの前月分までを交付します。

■ 申請時に必要なもの

- ①申請者の印鑑(認印)
②申請者名義の通帳(補助金の振込先)

■ 申請期間 4月1日(月)～6月28日(金)(土・日・祝日を除く)

※4月1日時点で対象となる方は、期間中に申請すれば4月分から交付します。ただし、7月以降に申請された場合は、その日の属する月から支給されます。

※4月2日以降に対象となった方が申請した場合は、その日の属する月の翌月から支給されます。

■ 申請場所 子ども未来課、たいへいの里(大平支所総合窓口係)

■ 補助金の内容

区 分	補助対象者	補助金額
学校給食費助成	小中学校に通う児童生徒がいる世帯の保護者	給食費本人負担額の1/2
家庭内保育助成	就学前で保育所などに通所していない児童(0歳～6歳まで)がいる世帯の保護者	児童1人につき月額 7,000円

●問い合わせ先 子ども未来課 子育て支援係 TEL 72-3127(内線227)



町内に居住し、親、子、孫などの三世代以上で構成され、かつ、同一住宅内に同居する世帯をいいます。ただし、住民票が同一世帯でも別棟に居住する場合や、同居であっても住民票上は世帯分離している場合などは補助金の対象となりません。また、町税などの滞納がない世帯に限ります。

上毛町簡易水道事業からのお知らせ

町では安全・安心な水を安定供給できるよう町域の一部において水道事業を運営しています。この度、水道事業の水源の一つである県営伊良原ダムが完成したことによる京築地区水道企業団からの受水費の改定に伴い、水道料金の改定を行います。改定内容は右記のとおりです。

※超過料金についてはこれまでどおりです。また、原井の一部の基本料金についても改定はありません。

住民の皆さんに広く水道をお届けするため、「水道事業基本計画」に基づき給水区域拡張工事を実施し、順次給水エリアを広げています。第2期拡張工事においては、平成28年4月に下田井・新谷地区の給水を開始してから3年が経過しています。

給水エリア内で、まだつなぎ込みがお済でない方は、お早めに町指定の「指定工事店」で接続していただきますようお願いいたします。

また、自然災害により発生した漏水など、水道料金が減免となる場合がありますので、申請を希望される方は下記までご相談ください。



農業集落排水事業について

■使用料について

農業集落排水の使用料は、施設の維持管理に必要な経費を利用者の皆さんにお支払いいただいておりますので、納期限内にお支払いください。

■使用料減免について

町の条例において生活保護法の規定による保護を受ける方など、一定の要件に該当する方に対し、使用者の申請により減免となる場合がありますので、申請を希望される方は、下記までご相談ください。

■接続のお願い

農業集落排水事業実施地域の八ツ並・吉岡、土佐井地区において、まだ接続がお済でない方は、できるだけお早めに町指定の「指定工事店」に接続してください。

生活用水給水施設整備事業補助金のお知らせ

生活用水給水施設(井戸、ボーリングなど)を新設する費用の一部を助成する制度です。また、既設ポンプの設置替えについても、条件を満たす場合は助成を行いません。

補助対象地域	簡易水道の給水区域 (矢方、尻高を除く旧新吉富地区全域、土佐井の一部、下唐原の一部、原井の一部)以外の地域	
補助対象者	次のすべての条件を満たす方。 ・町税に滞納のない方 ・居住の目的で取水施設などを設置する方 ※他人の土地に取水施設を設置する場合は土地所有者の承諾が必要です。	
補助金対象 工事など	【新たに取水施設を設置する場合】	【既に取水施設がある場合】
	・ボーリング工事 ・取水管工事 ・ポンプ設置工事	・貯水タンク設置工事 ・電気導線工事 ・既設ポンプの設置替え工事
	補助金額：3/10以内。 ただし30万円を上限とする。	補助金額：1/2以内。 ただし15万円を上限とする。
	※補助対象工事に要する経費が10万円に満たない場合は、補助金の交付は行ないません。	
受付開始日時	4月1日(月)から ※補助金の総額が、予算に達した時点で受付終了となります。	

※注意点 補助を受けようとする方は必ず工事着工前に補助金の申請をしてください。着工後の申請は対象になりません。また、施工業者との契約、施工管理などは申請者の方が責任をもって行っていただく必要があります。

●問い合わせ先 建設課 上下水道係 TEL 72-3159(内線192・198)